

「農産物規格・検査に関する懇談会」開催要領

1 目的

- (1) 農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）等において、「農産物流通等に係る規格について、農産物流通等の現状及び消費者の需要に即応して、農産物の公正かつ円滑な取引に資するため、国が定めた当該規格の見直しを行う」と規定されている。
- (2) これを踏まえ、農産物規格・検査について、農産物流通の変化や技術の進展等も考慮しつつ、流通の合理化等の観点から課題を整理し、見直しの方向性の検討を行うため、農林水産省政策統括官主催の下、「農産物規格・検査に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

2 議題

農産物規格・検査の見直しの方向

3 構成

懇談会の委員は別添のとおりとする。

4 運営

- (1) 懇談会に座長を置き、委員の互選によって選任する。座長は懇談会の議事を運営する。
- (2) 委員の合意のもと、必要に応じて関係者を出席させ、説明及び意見の聴取を行うことができる。
- (3) 委員の出席が困難な場合については、委員から提出される資料又は、委員への個別のヒアリング等を活用することができる。
- (4) 懇談会は、原則として公開とする。また、懇談会の資料及び議事録は、懇談会終了後に委員の了解を得た上で、ホームページ等により公表する。
- (5) 上記にかかわらず、懇談会の運営に支障があると委員の合意により認められる場合には、座長は、懇談会の資料及び議事録を非公開とすることができる。

5 庶務

懇談会の庶務は、農林水産省政策統括官付穀物課において行う。